

いじめ防止等対策の取り組みについて

香川高等専門学校(高校)

	点検項目	令和５年度の実践に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和5年10月に、全教職員を対象に「いじめに関する理解チェック」と称しいじめ理解度アンケートを実施し、その中で周知した。また、回答状況を学科長に周知し、いじめに関する理解度を上げるように依頼した。	「いじめに関する理解チェック」の回答状況を周知し、いじめに対する理解度を上げるよう再依頼した。	令和5年11月
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	年8回いじめ対策委員会を実施し、情報共有や基本計画の見直し等を行った。（令和5年4月20日、6月15日、8月29日、10月19日、12月21日、1月18日、1月24日、2月29日）	引き続き定期的に開催する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	第20回全国国立高等学校学生支援担当教職員研修の録画配信（分科会にいじめ防止研修有）を全教職員に周知した。	引き続き定期的に開催する。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	令和5年10月に、全教職員を対象に「いじめに関する理解チェック」と称しいじめ理解度アンケートを実施し、その中で周知した。また、回答状況を学科長に周知し、いじめに関する理解度を上げるように依頼した。	いじめに対する組織的対応を見直し、香川高専いじめ防止等基本計画を改定した。教職員に周知するとともに、ホームページに掲載した。	令和6年1月
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	令和5年10月に、全教職員を対象に「いじめに関する理解チェック」と称しいじめ理解度アンケートを実施し、その中で周知した。また、回答状況を学科長に周知し、いじめに関する理解度を上げるように依頼した。	引き続き実施する。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	令和6年度1月17日付け高機学第115号「いじめ疑い事案を確認した際の対応について（依頼）」を教員会議にて周知し、いじめ防止対策室に速やかに連絡するよう依頼した。	いじめに限らず、学生の様子に気になった場合は、学生相談室等への情報提供を呼びかけている。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	香川高等専門学校いじめ防止等基本計画に重大事態の定義を明記し、グループウェアやホームページで周知している。。また同計画で「事実関係を把握するための調査」について学生小委員会、キャンパスいじめ対策委員会、学校いじめ対策委員会の役割を明記している。	引き続きグループウェアやホームページで周知する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	サイボウズを使用した関係者による共有活動を実施している。	継続実施している。	-
9	令和4年度の実践に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実践計画に反映しているか	令和5年度第8回いじめ対策委員会において令和5年度の実践を議論し、令和6年度の実践計画に反映させた。	年度末に議論し、翌年度に反映させた。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生主事、学生相談室及び事務主事所掌で年6回実施した。関係教職員で共有した。	継続実施している。	令和5年4月,6月,7月,10月,11月2回実施済み
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーをいじめ防止対策室の構成員としており、香川高等専門学校いじめ防止等基本計画において、その役割を明確にしている。守秘義務に反しない範囲で、いじめ防止に必要な情報を関係教職員間で共有した。	継続実施している。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	自殺予防研修の一環で実施した。	継続実施している。	令和5年11月、12月実施済み
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	年に2回実施した学生主事作成のいじめを把握するためのアンケートにおいて、いじめの定義を周知した。	いじめアンケートで周知した。	令和5年7月、11月実施済み
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生会メンバーによるいじめ対策についての意見交換を実施した。次年度の学生会の取り組みを計画した。	学生会が、学生視点でのいじめ対策について話し合いを行い、担当教員と共有した。次年度の啓発活動について計画した。	令和5年11月実施済み
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	入学説明会において入学者と保護者に対していじめ防止体制の資料を配布した。また、いじめ防止の取り組みについてホームページに掲載し、周知した。	実施された入学説明会で「香川高等専門学校いじめ防止体制について」を入学のしおりに掲載し、いじめに関する本校の取り組み及びいじめ連絡窓口を周知した。	令和6年3月実施済み
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	学級担任と連携し、被害者、加害者及びその保護者等に対し、学内対応方針を伝えることを徹底した。	実施している。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和5年度外部評価委員会にて学校のいじめ防止等の取り組みについて説明した。	引き続き定期的に開催予定。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	いじめ重大事案（1件）について、警察に情報提供を行い、事情聴取に協力した。	現在いじめに関して警察との連携は無いが、引き続き継続する。	-